



福島労働局発表  
平成30年10月26日

担  
当

福島労働局労働基準部  
健康安全課長 秋元 篤史  
産業安全専門官 松野 正佳  
電話024-536-4603(直通)

## 緊急事態に伴う労働災害の撲滅に向けた対策の強化について

「福島労働局 第13次労働災害防止計画」において、2017年と比較して2022年までに、労働災害による死亡者数を15%以上減少、休業4日以上之死傷者数（以下「死傷者数」という。）を5%以上減少させること等を目標にしていますが、2018年1月から9月までの死傷者数は、2017年の同時期より15.7%増加しています。

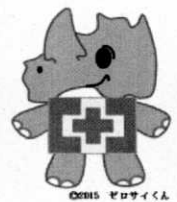
この傾向が続けば、東日本大震災以降で最も死傷者数が多かった2014年の2,084人を上回るという極めて憂慮すべき事態です。

このため、福島労働局（局長 森戸和美）は、緊急事態に伴う労働災害の撲滅に向けた取組の強化を行うこととしました。

福島労働局及び各労働基準監督署では、労働災害撲滅に向けて、様々な取組を行ってまいります。

### 【主な取組事項】

- 1 関係団体（142団体）及び工事発注機関（12機関）に対する要請を実施
- 2 11月から12月までの間に、福島労働局及び各労働基準監督署の幹部による安全衛生パトロールを実施（11月8日に、エスパル福島において、福島労働局長による安全衛生パトロールを実施する予定）
- 3 労働災害が増加している業種の事業場に対する重点的な指導を実施
- 4 多発している労働災害発生状況とその具体的な対策をまとめた資料の充実
- 5 第三次産業に関するゼロ災記録証授与制度の活用を促進
- 6 事業場の取組の好事例を収集し、福島労働局ホームページで発信



添付資料1：平成30年の労働災害発生状況（9月末速報値）

添付資料2：労働災害が多発しています！（パンフレット）

添付資料3：福島労働局 第13次労働災害防止計画（パンフレット）

# 平成30年労働災害発生状況

別添

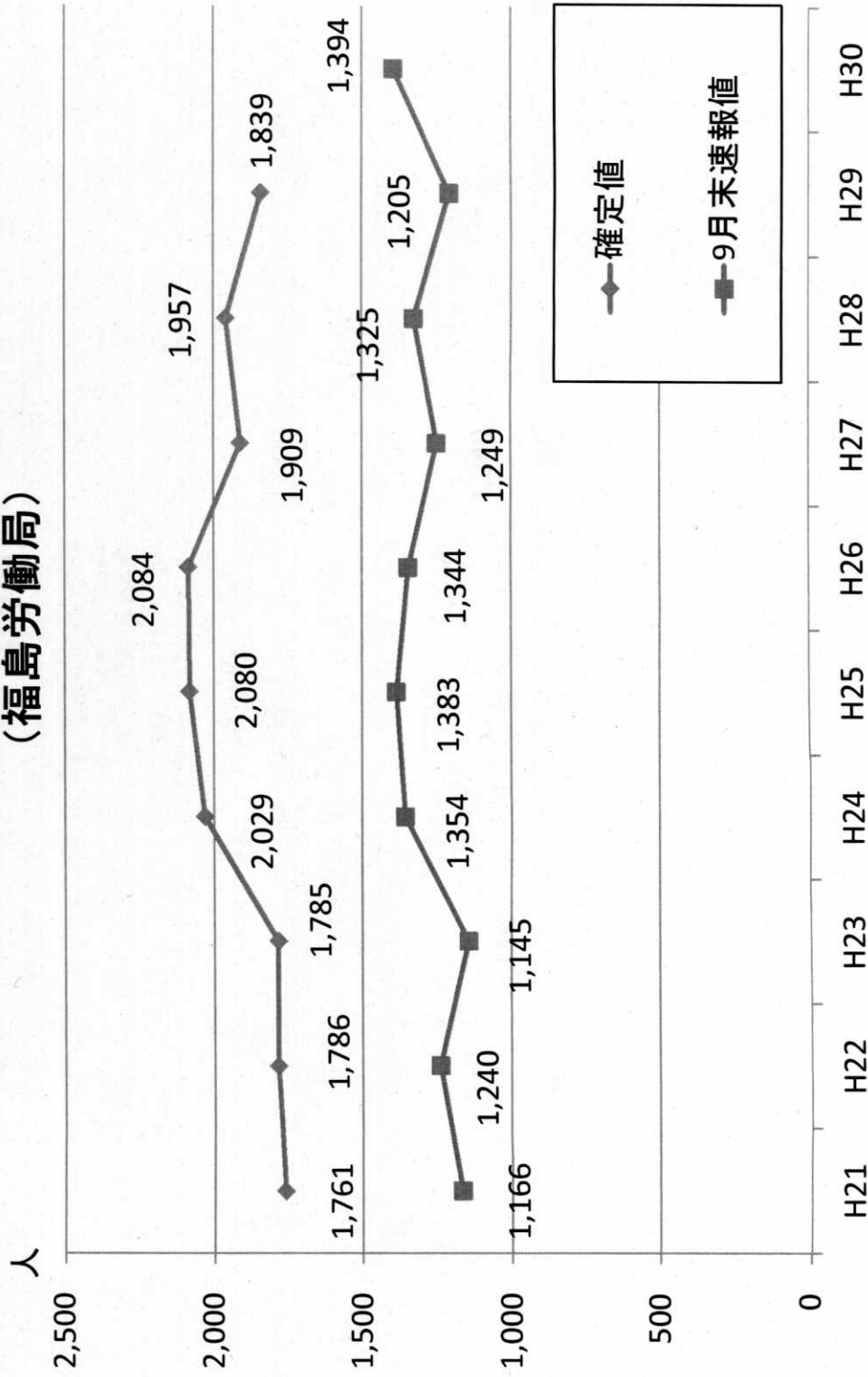
平成30年9月30日現在

福島労働局

業種別	年別	平成30年		平成29年		対前年比	
		死亡	死傷者	死亡	死傷者	増減数	増減率(%)
全業種合計		8	1394	15	1205	189	15.7
製造業小計		0	308	2	276	32	11.6
食料品製造業			78	1	67	11	16.4
繊維工業・繊維製品製造業			4		5	-1	-20
木材、木製品製造業			20		20	0	0
家具、装備品製造業			3		6	-3	-50
パルプ、紙、紙加工品製造業			4		7	-3	-42.9
印刷製本業			2		2	0	0
化学工業			30		31	-1	-3.2
窯業土石製品製造業			26		21	5	23.8
鉄鋼業			6		5	1	20
非鉄金属製造業			6		5	1	20
金属製品製造業			40		36	4	11.1
一般機械器具製造業			18		13	5	38.5
電気機械器具製造業			23		20	3	15
輸送用機械器具製造業			18		18	0	0
電気、ガス、水道業			2		4	-2	-50
その他の製造業			28	1	16	12	75
鉱業小計		0	6	2	4	2	50
土石採取業			5	2	4	1	25
その他の鉱業			1				
建設業小計		5	242	4	240	2	0.8
土木工事業			73	2	61	12	19.7
建築工事業		3	80	2	99	-19	-19.2
その他の建設業		2	89		80	9	11.3
運輸交通業小計		0	157	1	151	6	4
鉄道・道路旅客運送業			19		20	-1	-5
道路貨物運送業			133	1	128	5	3.9
上記以外の運輸交通業			5		3	2	66.7
貨物取扱業小計		0	6	1	7	-1	-14.3
陸上貨物取扱業			5		6	-1	-16.7
港湾荷役業			1	1	1	0	0
農林業		1	44		28	16	57.1
林業		1	29		19	10	52.6
畜産・水産業			5		5	0	0
上記以外の事業小計		2	626	5	494	132	26.7
商業		1	198	4	168	30	17.9
金融広告業			12		8	4	50
保健衛生業			130		97	33	34
接客娯楽業			107		85	22	25.9
清掃・と畜業			76		58	18	31
上記以外の事業		1	103	1	78	25	32.1

(注) 労働者死傷病報告(休業4日以上)による。

# 全産業における休業4日以上の死傷者数の推移 (福島労働局)





# 労働災害が多発しています！

## 職場の安全管理の強化のお願い



福島労働局

- 2018年1月から9月までの死傷者数(速報値)は、2017年の同時期より約16%増加しています。この傾向が続けば、東日本大震災以降で最も死傷者数が多かった2014年の2,084人を上回るという極めて憂慮すべき事態です。
- 本パンフレットでは、本年多く発生している災害とその対策を紹介しています。同様の災害が起こらないように事業場での対策を強化していただくようお願いします。

### 転倒災害①(つまずき)(商業(小売業))

第三次産業で特に多発

(災害事例)

- ①店内のバックヤードに商品を取りに行った際、高さ5cmの段差に気付かず、つまずき転倒した。
- ②休憩時間中に、休憩室に向かおうとした際、出入口の段差につまずき転倒した。

(対策)

- I 床面の凸凹や段差などを解消すること  
解消できない場合は、当該部分にステッカーなどで注意喚起すること
- II 店内における移動時は、走らず(慌てず)に通行すること
- III 通路に自動照明を設置するなど、通行時の照度の確保を行うこと(※1)



### 転倒災害②(つまずき)(旅館業)

第三次産業で特に多発

(災害事例)

客室清掃作業において、布団を両手で持ち、別の部屋に移動中、足元が見えなかったため、スリッパに足が引っかかり転倒した。

(対策)

- I 荷を運ぶときは台車等の用具を使用すること(※1)
- II 足元の整理整頓を行うこと



(※1)お知らせ

生産性向上に資する設備・機器の導入等を行うことによって、①年次有給休暇の取得日数を増加させたり、所定労働時間を短縮することができる場合は、「時間外労働等改善助成金」を、②職場の最も低い賃金の方の賃金を引き上げることができる場合は「業務改善助成金」を活用できる場合があります。詳しくは、

福島労働局ホームページトップ→「福島県魅力ある職場づくり推進会議」→「『事業主の方へ』～助成金一覧」(<https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/000238531.pdf>)をご参照ください。

### 転倒災害③(床面での滑り)(飲食店)

第三次産業で特に多発

#### (災害事例)

- ①調理場で、物を運んでいる際に、濡れていた床面に足を滑らせ転倒した。
- ②屋内廊下を歩行中、靴底が濡れていたため、足を滑らせ転倒した。

#### (対策)

- I 濡れている床面の水や油等を取り除くこと
- II 作業に適した耐滑性のある靴を着用すること
- III 通路に滑り止め用マットを敷くこと
- IV 床の材質を滑りにくいものとする

約6割の方が1か月以上休業



### 墜落・転落災害①(トラック等の荷台)

道路貨物運送業で特に多発

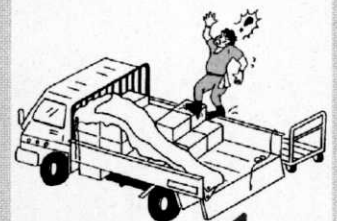
#### (災害事例)

- ①トラックの荷台に荷を積み込み作業中、荷台で足を滑らせ地面に墜落した。
- ②トラックの荷台に積込んでいた荷につまずき荷台から墜落した。

#### (対策)

- I 作業手順書を作成すること
- II トラック運転席やアルミバンの屋根上等の高所で作業を行う場合は、安全帯を着用、足場を組んでの作業床を設置すること
- III 作業に適した耐滑性のある安全靴等を着用すること
- IV 適切な保護帽を着用すること
- V 複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置すること
- VI 荷台上で作業員が移動する場合は、作業指揮者が地面レベルから全体を見渡し、確認及び指示できるような状況を設定すること

約7割の方が1か月以上休業



### 墜落・転落災害②(階段・ステップ等)

第三次産業で特に多発

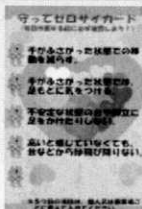
#### (災害事例)

- ①両手で荷物を持った状態で階段を降りていたところ、足を踏み外し転落した。
- ②階段を降りていたところ、濡れていた床に足を滑らせ転落した。

#### (対策)

- I 時間に余裕をもって行動、手がふさがった状態での移動を減らす、手がふさがった状態では足元に十分気を付けること等
- II 歩行場所に物を放置しない、床面の水や油等を取り除くこと等
- III 手すりの設置、作業に適した耐滑性のある靴の着用、職場の危険マップの作成による危険情報の共有、ストレッチ体操や転倒予防運動を取り入れること等

約7割の方が1か月以上休業



お知らせ  
「守ってゼロサイカード」のご紹介

## 激突され災害（フォークリフト）

（災害事例）

- ①後進してきたフォークリフトに、近くにいた作業者がはねられた。
- ②運転者の誤操作により、近くにいた作業者がはねられた。

（対策）

- I 作業手順書を作成すること
- II 複数の作業員で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置すること
- III フォークリフトに係る安全教育を実施すること
- IV オペレーターの注意事項として、周囲の安全を確かめながら運転操作を行うこと（特にフォークに荷がある時には急な上昇・下降・旋回等を行わないこと）、フォークリフトを用途外に使用しないこと、フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間指導者の指導の下で作業を行うこと
- V 周囲の作業員の注意事項として、自分の周囲に注意を払いながら作業を行うこと、接触事故を防ぐために歩行者立入禁止エリア（フォークリフト走行エリア）に立ち入らないこと

約4割の方が  
1か月以上  
休業



## 切れ・こすれ災害 ①（チェーンソー）

（災害事例）

- ①伐倒木の枝払い中、キックバックが発生し、太ももを切った。
- ②丸太の上に足を乗せて玉切作業中、丸太が回転し乗せていた足を切った。

（対策）

- I 枝払いの作業を行う場合には、地面に接して木を支えている枝は玉切りをし、枝を安定させた後に切り払わせること
- II 作業中は、適切なやすりを用いて随時チェーンソーの目立てを行うこと
- III 保護帽、保護網、チェーンソー作業用防護衣、腕カバー、防振用手袋等を着用すること

建設業、木材・木製品製造業で特に多発



約7割の方が  
1か月以上  
休業

## 切れ・こすれ災害 ②（刈払機）

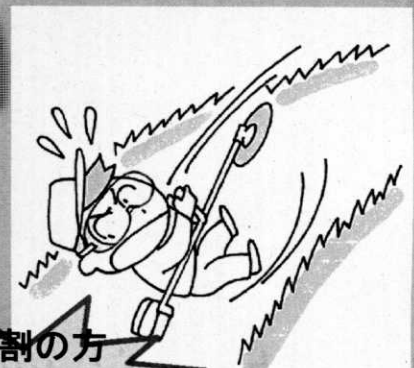
（災害事例）

- ①除草中に、作業員同士の距離が近くなり、刈払機の刃で隣の作業員の足を切った。
- ②間伐作業中、斜面から滑り転倒した際に、刈払機の刃で自身の足を切った。

（対策）

- I 作業は正しい姿勢で安定した足場を確保して行うこと
- II 作業を行う時は5メートルの範囲内を危険区域とし、この区域に他の作業員を立ち入らせないこと
- III 急斜面では下方に向かっての作業を禁止すること
- IV 移動時はエンジンを停止すること

建設業、林業で特に多発



約7割の方が  
1か月以上  
休業

## 「守ってゼロサイカード」とは

行動災害を防止する上で、労働者の方が守る事項を示す携帯型カードです。カードには、職場や労働者自身で定めたルール等を記入できます。ダウンロードは、([https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/ansen\\_eisei/hourei\\_seido/ansei\\_kenko\\_kanri\\_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/ansen_eisei/hourei_seido/ansei_kenko_kanri_00001.html))

（福島労働局ホームページ）

## 交通事故災害

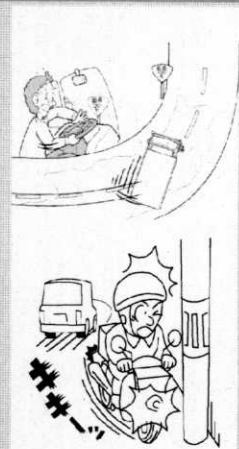
(災害事例)

- ①乗用車運転中に眠気が生じ、縁石に乗り上げガードレールに追突した。
- ②バイク走行中に、砂利道で滑って転倒した。

(対策)

- I 安全管理者や運行管理者等を選任し役割・責任・権限を定めること
- II 適正な走行計画の作成、点呼とその結果への対応を実施すること
- III 雇入れ時の教育、日常の教育、交通危険予知訓練を実施すること等
- IV ポスターの掲示、表彰制度の創設、交通安全情報マップの作成等により意識を高揚すること
- V 道路の環境等に応じた安全装備をタイヤに装着すること

約4割の方が  
1か月以上休業



## 通信業、新聞配達店で特に多発

## 動作の反動・無理な動作による災害 (介護中の移乗作業)

(災害事例)

- ①入居者をベッドから車いすに移乗する際、体をひねったところ、腰痛を発症した。
- ②床に座っていた入居者を抱えてベッドに引き上げようとした際、腰痛を発症した。

(対策)

- I 対象者の日常生活動作能力や介助への協力度を踏まえた介助方法を選択すること
- II スライディングシート、スライディングボード、リフト等を対象者の状態に合わせて活用すること(※2)
- III 作業負担が小さく効率良く作業するための作業手順等をまとめた作業標準を作成すること
- IV 健康診断、腰痛予防体操を実施すること等
- V 労働者が行う作業に応じて必要な腰痛予防の労働衛生教育を実施すること等



約3割の方が  
1か月以上休業

## 社会福祉施設で特に多発

## 動作の反動・無理な動作による災害 (長時間同姿勢での作業)

(災害事例)

- ①中腰の姿勢でかごを並べる作業を行った後、立ち上がった際、腰痛を発症した。

(対策)

- I 作業機器や作業台の高さは労働者の体型を考慮したものとすること
- II 両足をあまり動かさない立ち作業では、適当な高さの片足置き台を使用すること
- III 腰痛予防体操を実施すること等
- IV 労働者が行う作業に応じて必要な腰痛予防の労働衛生教育を実施すること等



約3割の方が  
1か月以上休業

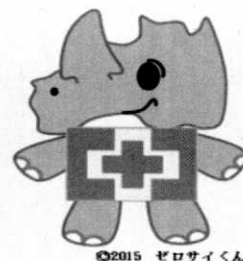
## (※2)お知らせ

介護労働者の身体的負担軽減のため新たな介護福祉機器の導入等を通じて、従業員の離職率の低下を図ることができる場合は「人材確保等支援助成金」(介護福祉機器助成コース)を活用できる場合があります。詳しくは、福島労働局ホームページトップ→「福島県魅力ある職場づくり推進会議」→「『事業主の方へ』～助成金一覧」(<https://isite.mhlw.go.jp/fukushima-roudoukyoku/content/contents/000238531.pdf>)をご参照ください。

(2018.10)



## 福島労働局 第13次労働災害防止計画 (2018年4月1日～2023年3月31日)



©2015 ゼロサイくん

### 現状と計画のねらい

#### 福島県内の労働災害発生状況(2017年)

・死亡者：20人      ・死傷者(休業4日以上)：1,839人

- 働く方々の一人一人がかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会としていく必要がある。
- 就業構造の変化等に対応し、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全と健康の確保や、疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立について、これを当然のこととして受け入れていく社会を実現しなければならない。
- 原発事故からの復興工事に伴う労働者の放射性物質による健康障害防止対策、健康確保対策、安全対策の推進が重要である。

### 計画の目標

基本目標：① 死亡者数を15%以上減少

② 死傷者数(休業4日以上)を5%以上減少

個別目標：③ 建設業の死亡者数を15%以上減少

製造業及び林業の死亡者数(5年間の総数)を15%以上減少

④ 陸上貨物運送事業、小売業、社会福祉施設及び飲食店の死傷者数(休業4日以上)を死傷年千人率で5%以上減少

⑤ 東京電力福島第一原子力発電所並びに特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務における安全衛生確保対策の徹底を図る

⑥ 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を高める

⑦ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を高める

⑧ ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を高める

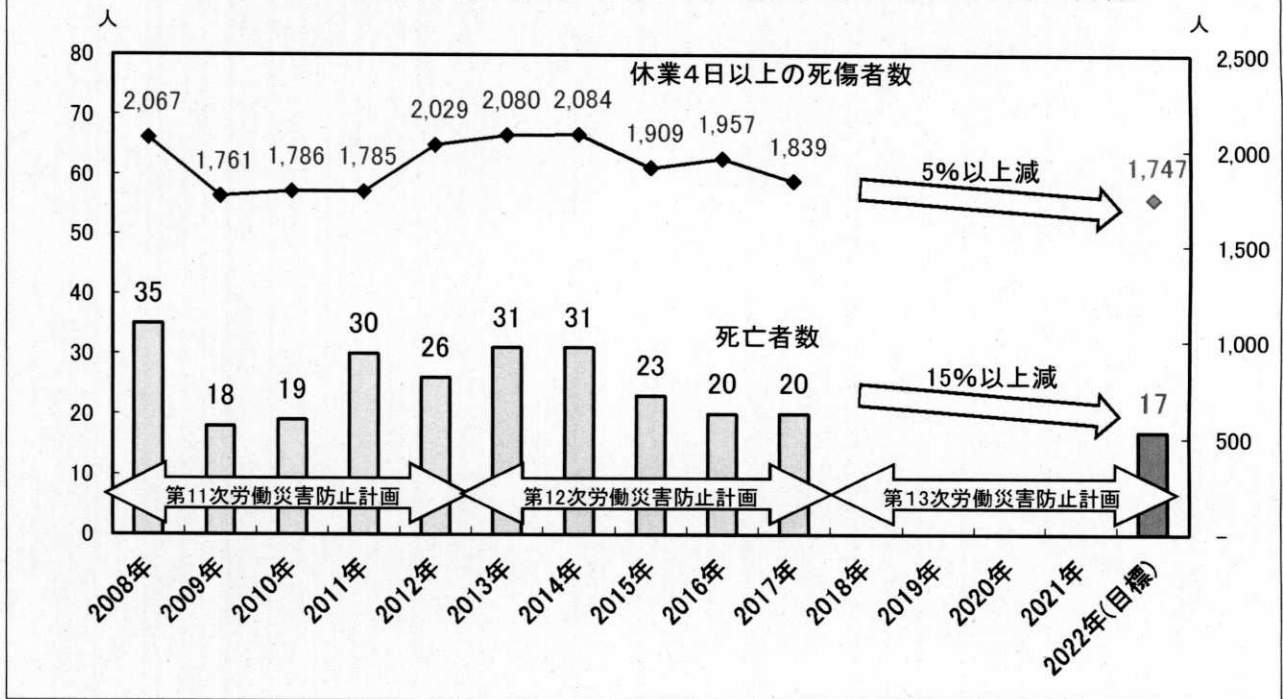
⑨ 化学品の分類及び表示に関する世界調和システムによる分類の結果、危険性又は有害性等を有するとされる全ての化学物質について、ラベル表示と安全データシートの交付を行っている化学物質譲渡・提供者の割合を高める

⑩ 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数(休業4日以上)を死傷年千人率で5%以上減少

⑪ 職場での熱中症による死亡者数(5年間の総数)を5%以上減少



福島県における労働災害発生状況と第13次労働災害防止計画の目標



### 計画の重点事項

- (1) 東日本大震災の復興に係る安全衛生確保対策の推進
- (2) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進
- (3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進
- (5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (8) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

### 【参考】安全衛生関係の主な啓発週間・月間

- 4月 STOP！熱中症クールワークキャンペーン準備期間
- 5月 STOP！熱中症クールワークキャンペーン期間(～9月)
- 6月 全国安全週間準備期間、STOP！転倒災害プロジェクト重点実施期間
- 7月 全国安全週間(1日～7日)、STOP！熱中症クールワークキャンペーン重点取組期間
- 9月 全国労働衛生週間準備期間、職場の健康診断実施強化月間
- 10月 全国労働衛生週間(1日～7日)
- 11月 過労死等防止啓発月間
- 12月 STOP！転倒災害プロジェクト重点実施期間(～2月)

## 重点事項の具体的取組

### (1) 東日本大震災の復興に係る安全衛生確保対策の推進

- 東京電力福島第一原子力発電所廃炉作業において、作業の時間管理、1Fガイドラインに基づく放射線防護措置等の作業計画を作成させ、計画に基づく作業を実施させるなど、作業員の被ばく低減対策等を実施させる。  
また、新規入場者に対しては必要な安全衛生教育、放射線教育を必ず実施させ不安全行動の撲滅に取り組ませるなど、作業の安全衛生対策を実施させる。  
さらに、原子力放射線業務従事者被ばく線量登録管理制度を活用するなど、緊急作業に従事した労働者に対する長期的健康管理対策等について周知を行い、所属事業者による健康管理対策を実施させる。
- 特定復興再生拠点区域復興再生計画に基づく除染等業務、特定線量下業務及び事故由来廃棄物等処分業務について、新規入場者教育、除染等作業等に係る特別教育、健康診断実施と結果に基づく事後措置の実施等の健康障害防止対策を実施させる。  
また、墜落・転落災害の防止、建設機械との接触事故防止、家屋の解体作業時の労働災害防止等の対策に取り組ませる。

### (2) 死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

- 建設業について、墜落・転落災害防止のため、足場の確実な設置、手すり先行工法、フルハーネス型等の墜落防止用保護具の推奨を推進するとともに、はしご等で多く墜落災害が発生していることから、その使用方法に関して指導する。また、解体工事現場における安全対策を指導する。
- 製造業について、製造機械によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策として機械の本質安全化を推進するとともに、作業標準の点検及び作業者に対する安全教育の取組を指導する。また、災害発生事業場に対し、原因の究明と再発防止措置の徹底を指導する。
- 林業について、今後改正が見込まれている伐木作業に係る労働安全衛生規則の改正内容及び「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に示した安全な伐倒方法等の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全なかかり木処理の方法の普及等を図る。

### (3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

- 労働者の健康管理に関するトップの取組方針の設定・表明等企業における健康確保措置の推進について指導する。
- 「『過労死ゼロ』緊急対策を踏まえたメンタルヘルス対策」を推進する。
- 過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるよう指導する。
- 時間外労働の上限規制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置を指導する。
- ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、その取組を推進することで、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- パワーハラスメントの防止について、リーフレット等を活用して周知する。
- 雇用形態の違いにかかわらず、安全衛生教育や健康診断、安全衛生委員会への参画等について適正に実施するよう指導する。

#### (4) 就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

- 第三次産業(小売業、社会福祉施設、飲食店)について、安全衛生に対する意識を高めるとともに、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。
- 陸上貨物運送事業について、荷役作業における安全ガイドライン等の周知・普及に取り組むとともに、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。
- 福島局版転倒災害防止対策「転ばないでね！」に基づき、チェックリストを用いた職場の総点検・その結果に基づく対策を実施するよう呼びかける。
- 介護労働者の腰痛予防について、身体負担軽減を図る動作補助装置等の導入の推奨を行う。
- 日本工業規格に適合したWBGT値測定器を普及させるとともに、WBGT値の測定とその結果に基づき、必要な措置がとられるよう指導する。
- 交通労働災害防止対策を呼びかける。
- 派遣労働者を対象とした安全衛生教育の実施について指導する。
- 外国人労働者を対象とした安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理の徹底を図る。
- 障害者である労働者の労働災害防止について指導する。

#### (5) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

- 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針、治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- 労働者に寄り添いながら相談支援を行い、労働者と主治医や企業・産業医とのコミュニケーションのサポートを行う「両立支援コーディネーター」の活用を促進すること等により、治療と職業生活の両立に係る相談支援体制を支援する。

#### (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- 危険性又は有害性等が判明していない化学物質が安易に用いられないようにするため、事業者及び労働者に対して、必要な対策を講じることを指導・啓発する。
- 化学物質リスクアセスメントの結果に基づく作業等の改善方法を具体的に分かりやすく示していくなど、作業改善の実効性を上げるための指導を行う。
- 雇入れ時等の安全衛生教育において、化学物質のラベル表示やSDSによる情報について理解を深められるようにする他、保護具の正しい着用方法等、教育の必要性について指導する。
- 必要な石綿ばく露防止措置を講じない施工者への対策の必要性について指導する。
- 個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存する必要性について指導する。
- 健康管理手帳制度の周知を行う。
- 事業場等の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策の普及・促進を図る。
- 第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じん健康障害防止の自主的取組を推進する。

#### (7) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

- 企業のマネジメントの中に安全衛生を位置付けることを推奨する。
- 労働災害防止団体の活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動を促進する。
- 労働災害防止団体が行っている支援策の活用を促進する。
- 登録検査機関・登録教習機関等に対する監査を実施して指導するとともに、意図的に違法な行為を行う悪質な事業者を摘発した場合は、処分基準に照らし、適切に処分を行う。

#### (8) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- 第三次産業の業界団体に対し、会員企業の安全衛生対策を推進するための安全衛生委員会等の設置を働きかける。